

新和西上池調節池を活用した再生可能エネルギー導入事業 事業者公募要領

1 公募の趣旨

本市は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、目標達成に向け、国の脱炭素先行地域に選定されるなど様々な取組を行っている。

本事業は「脱炭素先行地域事業」の一環として、美園スタジアムタウンビジョン2050において示されている環境・エネルギーを軸としたまちづくりの方向性を踏まえ、調節池という都市インフラを活用し、自然環境と調和した「究極のグリーンインフラ」の実装に資する都市型再生可能エネルギーのモデルを示し、脱炭素先行地域における再生可能エネルギーの地産地消を図るものである。

このため、埼玉県が管理する新和西上池調節池を対象として、発電した再生可能エネルギーを脱炭素先行地域内の需要家へ供給するオフサイトPPA方式による事業提案を募集し、本事業を実施する事業実施候補者を選定する。

2 対象施設

本事業の対象施設は、新和西上池調節池（さいたま市岩槻区美園東3丁目地内）とする。

対象施設の位置及び平面形状については、別紙1「対象施設」に示すとおりとする。

3 応募資格

提案者は、次の全てに該当する法人又は共同企業体（以下「提案者」という。）とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者であり、かつ、会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 池、ダムその他水面を利用した水上設置型太陽光発電システムの導入又は運営に関し、過去に実施した事業実績を有すること。なお、共同企業体として応募する場合には、代表構成員が当該実績を有するものとする。

4 本事業の流れ

本事業の提案及び実施は以下のとおり進めることとする。なお、提案提出及び事業実施にあたり、提案者は本要領及び別紙2「実施条件」を満たすものとする。

(1) 提案提出

本募集は、埼玉県が管理する新和西上池調節池を対象として、さいたま市が占用主体となる包括占用の枠組みのもと、市と連携しながら再生可能エネルギー設備を導入し、発電した再生可能エネルギー電力をさいたま市内の脱炭素先行地域に属する需要施設に供給するオフサイトPPA方式による事業の提案を募集するものである。

提出された提案については、「9 審査・選定」に基づき評価を行い、選定基準を満たした提案を

選定する。

(2) 提案選定後

提案が選定された場合、提案者は、事業実施を前提として、対象施設における必要な技術的検討、安全対策の具体化、事業スキームの整理等を行うとともに、さいたま市と事業実施に向けた協議を行うものとする。

当該協議においては、事業の実現性、安全性及び関係機関との調整状況等について総合的に確認を行うものとする。なお、提案者による検討及びさいたま市との協議は、原則として令和8年12月までに完了させるものとする。

5 スケジュール

公募開始から発電電力の供給開始までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 公募から発電電力の供給開始までのスケジュール

日程	内容
令和8年6月2日(火)	公募開始・公募要領等の交付
令和8年6月10日(水)	質問の受付期限
令和8年6月16日(火)	質問の回答期限
令和8年6月22日(月)	応募書類の提出期限
令和8年6月29日(月)	プレゼンテーション通知
令和8年7月6日(月)	プレゼンテーション、審査
令和8年7月上旬	審査結果通知
令和8年7月中旬	基本協定の締結
令和8年7月中旬以降	事業検討・詳細協議
令和9年4月頃	太陽光発電設備設置工事着手
令和10年2月末	太陽光発電設備設置完了期限
令和10年3月	発電電力の供給開始(予定)

※ 本要領中の各種提出期限及び通知時期は、特に記載のない限り、本表に定める日程によるものとする。

6 質問書の提出

本要領及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書(様式1)を提出すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 提出期限

本要領に定める「5 スケジュール」に記載のとおりとする。

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

(3) 電子メール送信及び到達確認先

電子メール：zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

到達確認先：048-829-1317（ゼロカーボン推進戦略課 事業推進係）

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、提出期限後、期日までに電子メールにより送付する。

また、回答は質問者に加え、本公募要領の配布を受けた者に対しても電子メールにて通知する。

7 応募書類の提出

(1) 提出書類及び必要部数

本募集に参加の意向のある代表事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

【提出書類】

ア 参加表明兼誓約書（様式2） 1部

イ 会社概要（任意様式） 1部

名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等を記載すること。なお、記載事項を満たした会社パンフレット等による提出も可とする。

ウ 提案書（任意様式） 8部及び電子データ（CD-R 等） 1部

※提案書の表紙については、提案書表紙（様式3）を使用すること。

※提案書の内容は「8 提案書の内容」による。

※提案書は A3判で8枚以内とし、文字の大きさは11ポイント以上 とすること。

※提案書の作成にあたっては、評価を行う際に確認しやすいよう、評価の視点に対応する記載箇所が分かるよう、適宜見出し付けや対応関係の明示等により整理すること。

(2) 提出期限

本要領に定める「5 スケジュール」に記載のとおりとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

・郵送の場合は必着とする。

・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課において、担当者に手渡しすること。

(4) 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課 事業推進係

（さいたま市役所本庁舎7階）

(5) その他

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

8 提案書の内容

提案書の作成にあたっては、別紙2「実施条件」を踏まえ、次に掲げる項目構成に沿って作成するこ

と。なお、記入枠の大きさは必要に応じて変更して差し支えないものとし、提案書には必ずページ番号を記載すること。

(1) 実施方針

本事業に対する基本的な考え方、目的の捉え方及び実施にあたっての方針を記載すること。
あわせて、調節池の治水機能及び安全性を最優先とする姿勢についても明記すること。

(2) 事業スキーム図

本事業の全体像が把握できる事業スキーム図を記載すること。

(3) 導入設備仕様

太陽光発電設備の設置容量及びパワーコンディショナ容量等、導入設備の仕様を記載すること。

(4) 設備設置仕様

設備（パネルやパワーコンディショナ、変電設備等）の設置位置、設置工法等の設置仕様を記載すること。なお、調節池の機能保全（設備設置に伴う有効貯留容量への影響、雨水流入等による堆積土砂や流下物への影響等）に対する考え方についても併せて記載するとともに、有効貯留容量の減少や治水機能への影響が生じないように計画すること。

(5) 想定発電量及び想定電力供給先

想定される年間発電量を記載するとともに、電力供給先については、事業者決定後に実施設計等を踏まえて算出されるPPA単価に基づき脱炭素先行地域内の需要施設が決定されることを前提とした想定条件及び考え方を記載すること。

(6) 事業実施体制図

事業の実施体制が確認できる体制図を記載すること。

(7) 収支計画

想定売電単価、想定発電量から見込まれる総収入及び、設置工事費（補助金活用の有無を含む）、維持管理費等の内訳並びに事業総額について記載すること。なお、想定する事業リスク及び当該リスクに対する対応方針についても記載すること。

(8) 運用計画

事業実施期間中における設備の点検計画、更新計画及び非常時の対応方法等について記載すること。あわせて、草刈り、堆積土砂及び流下物への対応等、調節池における日常的な維持管理の実施方針についても具体的に記載すること。

(9) 住民対応・広報への取組方針

近隣住民や関係者への説明（事業の安全性及び生態系の保護に関する内容を含む）、並びに要望・懸念（光害・騒音等）への対応方針及び本事業に関する情報発信や広報への協力方針を記載すること。

(10) 社会貢献・普及啓発活動

本市のゼロカーボンシティの実現に向けて、民間主導で本事業のような再生可能エネルギー導入事業の横展開が可能となるよう、普及啓発や環境教育の推進について提案を行うこと。また、本事業によりさいたま市民及び地域住民が裨益を受けるような取組を提案すること。

(11) 実施スケジュール

提案選定後から事業終了までの実施スケジュールを記載すること。

(12) 類似の事業の実績

過去に実施した類似事業について、その概要を記載すること。

9 審査・選定

(1) 審査・選定方法

事業者の選定にあたり、「新和西上池調節池を活用した再生可能エネルギー導入事業 事業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を設置する。

応募資格を満たし、市が参加を認めた者はプレゼンテーションを行い、選定委員会において審査した上で、最も評価が高かった者を事業者として選定する。

(2) 評価基準

別紙3「事業評価基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション

提出した提案書を使用して行うものとし、追加の資料配布や資料投影等は認めない。説明は15分以内とし、説明終了後、必要に応じて質疑応答を行うものとする。なお、質疑応答の時間は30分以内とする。

開始時間や会場等の詳細については、応募書類の提出期限の後、参加者へ電子メールで通知する。

(4) 審査結果の通知

参加した全員に対し、7月上旬を目途に電子メールで審査結果通知書を送付するほか、市ホームページにおいて結果を公表する。

10 提案書の取扱い

(1) 使用目的の限定

提出された提案書は、本事業に係る提案の評価及び選定以外の目的で、提案者の承諾なく使用しない。

(2) 情報の取扱い及び公開

提出された提案書については、第三者に知られることのないよう、適切に取り扱うものとする。ただし、「さいたま市情報公開条例」その他関係法令等の規定に基づき、公開することがある。

(3) 複製の取扱い

提出された書類については、提案書の選定を行うために必要な範囲、又は情報公開請求等への対応のため、複製を作成することがある。

(4) 市が提供した資料の取扱い

提案書の作成にあたり、本市が提供した資料については、本市の承諾なく、公表又は本事業以外の目的で使用してはならない。

(5) 提案に要する費用

提案書の作成及び提出等、本募集への参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 関係機関への情報提供

提案の実現に向けた調整を行うにあたり、必要な範囲で、さいたま市、埼玉県の関係部署及び関係機関に対し、提出された提案内容に関する情報を提供することがある。

(7) 広報等での活用

本事業の実施決定後は、さいたま市の広報、PRその他の情報発信の機会において、事業内容及びその成果等を利用又は公表することがある。

11 無効となる提案

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限が本要領に定める内容に適合しないもの。
- (2) 本要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提案書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 公募開始からヒアリング実施までの期間において、本募集に関して選定委員会の委員と直接接した者による提案。